

■ 災害時要援護者への対応について

1 令和2年度の取り組み

(1) 令和2年9月に、要支援者対策部会を設置（3回開催）

(2) 課題

- ① 災害時要援護者名簿の作成（更新）及びあり方の整理
- ② 名簿に基づいた安否確認の方法や支援態勢の構築
- ③ 名簿を活用した支援の具体的内容の整理

(3) 取り組み状況

赤字は課題

課題項目	内容	成果・引き続きの課題
1. 災害時要援護者名簿の作成（更新）及びあり方の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・名簿の作成（更新） ・名簿の作成時期、作成方法、保管場所、保管方法、名簿をベースにした台帳の作成など、名簿のあり方について検討 ・個別避難計画の作成について検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・R2年度末に新名簿完成。災害時要援護者6,178名（内、避難行動要支援者3,522名）。 ・6月に民生委員232名、7月上旬までに129町会に新名簿を手渡し配布。 ・名簿のあり方、個別計画については積み残し
2. 名簿に基づいた安否確認の方法や支援態勢の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・区と関係機関との役割分担方法や確認方法の整理 ・安否確認する新規機関の追加要請、安否確認マニュアル作成について検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの発災直後におけるガイドラインを策定（R2年度末） ・安否確認の役割分担や新規機関の追加要請、マニュアル作成は積み残し
3. 名簿を活用した支援の具体的内容の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者の避難行動支援のあり方について検討 ・避難生活支援のあり方について検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者の避難支援のあり方について各課ごとに課題整理・抽出 ・上記課題についての全体調整・協議等積み残し ・避難生活支援のあり方は積み残し

■ 災害時要援護者への対応について

保健福祉部

2 令和3年度の目標

★適切な安否確認、避難支援、避難生活支援が行われるよう、庁内外の関係機関が連携し、明確な役割分担のもと効率的な支援態勢づくりを行う。

●今後のスケジュール（案）

項目	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1. 災害時要援護者名簿の作成(更新)とあり方の整理	<ul style="list-style-type: none">・名簿更新ルールの検討・個別避難計画書式の庁内検討	<ul style="list-style-type: none">・名簿更新ルールの検討・個別避難計画書案について関係機関と調整	<ul style="list-style-type: none">・名簿更新準備・50名の個別避難モデル計画を作成・評価
	課題; 区としての個別計画の対象範囲の考え方や個別避難計画作成時の本人同意		
2. 名簿に基づいた安否確認の方法や支援態勢の構築	<ul style="list-style-type: none">・支援可能な対象について関係機関ごとに検討	<ul style="list-style-type: none">・安否確認の役割分担について関係機関と調整	<ul style="list-style-type: none">・関係機関との協定締結・安否確認マニュアルの検討
	課題; 関係機関との費用負担		
3. 名簿を活用した支援の具体的内容の整理	<ul style="list-style-type: none">・心身の状況、生活実態に基づく避難行動支援や避難生活支援の検討・福祉救援センター、地域包括支援センター、区で無線通信訓練を実施	<ul style="list-style-type: none">・心身の状況、生活実態に基づく避難行動支援や避難生活支援の検討・福祉救援センターの受け入れ人数や受け入れ方法等の再検討	<ul style="list-style-type: none">・心身の状況、生活実態に基づく避難行動支援や避難生活支援の検討・福祉救援センター開設訓練を実施
	課題; 避難先等の具体的支援や避難後の生活課題の把握		

災害時要援護者と避難行動要支援者について

1. 用語の定義

根拠	災害時要援護者	避難行動要支援者
豊島区防災対策基本条例第 2 条	要配慮者のうち、災害時において特に援護を要するもの	要配慮者のうち、避難行動において特に支援を要するもの
災害対策基本法第 49 条の 10	(規定なし)	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの

※要配慮者・・・（例）高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等

2. 名簿の対象範囲（豊島区防災対策基本条例 別表第 1、別表第 2）

災害時要援護者	避難行動要支援者
ア 愛の手帳を所持している方(1.2.3.4 度) イ 要介護 3、4、5 のいずれかに該当する方 ウ 身体障害者手帳所持者で 1 級、2 級 3 級、4 級のいずれかに該当する方	ア 愛の手帳を所持している方(1.2.3 度) イ 要介護 3、4、5 のいずれかに該当する方 ウ 身体障害者手帳所持者 ・身体障害者手帳の総合等級 1、2 級かつ下肢機能障害 4 級以上の方 ・体幹機能障害 3 級以上の方 ・移動機能障害 3 級以上の方 ・1、2 級視覚障害者の方 ・2、3 級聴覚障害者の手帳の方 エ 人工呼吸器を利用している方で、別途区に名簿登載の申し込みをした方 オ 1、2 級の精神障害者保健福祉手帳所持者で別途、区に名簿登載の申し込みをした方

3. 名簿の登載者数（令和 2 年度末時点）

災害時要援護者	避難行動要支援者
6, 178 名	3, 522 名

名簿・個別避難計画に基づく避難支援等の全体構成

※内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」資料を加工し作成

■個別避難計画とは。 ※災害対策基本法（令和3年5月改正により追加）より抜粋

（個別避難計画の作成）
第四十九条の十四 市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

